

社保審一介護給付費分科会

第214回 (R5.2.20)

資料 1

# 標準様式例及び「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に係る諮問について (指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正)

# 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正について（案）（1）

## 改正の趣旨

- 社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会において、令和4年11月7日に、「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会取りまとめ」が公表され、
  - ・ 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について、国が示している標準様式例の使用を基本原則化するための取組として、介護保険法施行規則と告示に、標準様式について明記すること
  - ・ 「電子申請・届出システム」の使用を基本原則化し、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始するために、介護保険法施行規則に「電子申請・届出システム」について明記すること

等の所要の法令上の措置を行うこととする方向性が示されたところ。

- 今般、これを受けて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）等について所要の改正を行う。

（※）社会保障審議会への諮問の対象となる被改正告示は以下のとおり。

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- ・ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）
- ・ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）
- ・ 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数（平成12年厚生省告示第30号）
- ・ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）
- ・ 厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平成20年厚生労働省告示第273号）

（※）上記の改正と併せて、指定申請等に係る標準様式例及び「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化のため、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）等について所要の改正を行う。

# 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正について（案）（２）

## 改正の概要

1. 介護サービス事業者が都道府県知事又は市町村長に対して行う、介護給付費算定に係る体制等についての届出は、厚生労働省老健局長が定める様式により行うものとする。なお、これと併せて、当該届出に係る届出先等を明記していない加算について、届出先を明記する等の規定の整備を行うものとする。
2. 上記の届出は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとする。

## 適用日等

- 告示日：令和5年3月下旬（予定）
- 適用日：令和6年4月1日

# 改正内容（案）の具体的なイメージ

## 現状の取扱い

- 介護サービス事業者は、介護報酬上の加算の取得等に際し、都道府県知事又は市町村長に対して、介護給付費算定に係る体制等についての届出を行うこととされている。
- 例えば、サービス提供体制強化加算を取得しようとする定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、右の「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を届け出ることが必要となる。
- 現状、届出の様式に係る法令上の規定はなく、標準様式例を通知にて示している。

## 改正の内容

- この届出について、厚生労働省老健局長が定める様式により行うものとする。  
※ なお、「厚生労働省老健局長が定める様式」は、現在の標準様式例を基に別途定める予定。
- また、この届出は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとする。  
※ 「やむを得ない事情がある場合」とは、事業所の職員がICTに不慣れである等の事業所側の問題により、メール等での届出が事業者にとって望ましい場合等を想定。

## （例）サービス提供体制強化加算に関する届出書

（別紙12）

令和 年 月 日

サービス提供体制強化加算に関する届出書  
（介護予防）訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

1 事業所名			
2 異動区分	<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 変更 <input type="checkbox"/> 3 終了		
3 施設種別	<input type="checkbox"/> 1 (介護予防)訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <input type="checkbox"/> 3 夜間対応型訪問介護		
4 届出項目	<input type="checkbox"/> 1 サービス提供体制強化加算（Ⅰ） <input type="checkbox"/> 2 サービス提供体制強化加算（Ⅱ） <input type="checkbox"/> 3 サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		
5 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 ③ 健康診断等を定期的に実施すること。	有・無	<input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> .
6 介護職員等の状況			
(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）			
介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が60%以上		有・無 <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> .
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	
又は			
①に占める③の割合が25%以上		有・無 <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> .	
③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数（常勤換算）	人		
(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）			
介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が40%以上		有・無 <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> .
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	
又は			
①に占める③の割合が60%以上		有・無 <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> .	
③ ①のうち介護福祉士、実務者研修修了者等の総数（常勤換算）	人		
(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）			
※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。			
介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が30%以上		有・無 <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> .
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	
又は			
①に占める③の割合が50%以上		有・無 <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> .	
③ ①のうち介護福祉士、実務者研修修了者等の総数（常勤換算）	人		
常勤職員の状況 (定期巡回のみ)	①に占める②の割合が60%以上		有・無 <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> .
	① 従業員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち常勤の者の総数（常勤換算）	人	
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有・無 <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> .
	① 従業員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数（常勤換算）	人	

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定種者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 「実務者研修修了者等」には「旧介護職員基礎研修修了者」を含む。

備考3 従業員とは、訪問入浴介護における訪問入浴介護従業者、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者、夜間対応型訪問介護における夜間対応型訪問介護従業者をいう。

# 被改正対象となる加算等

## 被改正対象

- 加算の届出様式例「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に挙げられている各サービスの加算等が被改正対象となる。

## 加算等の例

- 緊急時訪問看護加算
  - 特別管理加算
  - ターミナルケア加算
  - 看護体制加算
  - 看取り介護加算
  - 特定事業所加算
  - 栄養マネジメント強化加算
  - サービス提供体制強化加算
  - 在宅復帰・在宅療養支援機能加算
  - 日常生活継続支援加算
  - 移行支援加算
  - ADL維持等加算
  - 入居継続支援加算
  - 配置医師緊急時対応加算
  - 夜勤職員配置加算
  - 褥瘡マネジメント加算
  - 重度認知症疾患療養体制加算
  - 認知症専門ケア加算
  - 生活相談員配置等加算
  - 中重度者ケア体制加算
  - 医療連携強化加算
  - 総合マネジメント体制強化加算
  - 24時間通報対応加算
  - 訪問体制強化加算
  - 夜間支援体制加算
- 等

## 参考資料

# 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会について

## ○ 設置の趣旨

介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者が協働して、必要な検討を行う。

## ○ 検討事項

▶ 介護分野において、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやり取りされている文書に関する負担軽減策を検討。

【検討対象とする主な分野】 注) 介護報酬の要件等に関連する事項については、介護給付費分科会にて検討。

- ① 指定申請関連文書 (人員・設備基準に該当することを確認する文書等)
- ② 報酬請求関連文書 (加算取得の要件に該当することを確認する文書等)
- ③ 指導監査関連文書 (指導監査にあたり提出を求められる文書等)

▶ 中間取りまとめ（令和元年12月4日）で示された3つの視点にたち、明確な検討スケジュールを定め具体的な取組方策を検討。

### 【3つの視点】

- I 簡素化 (様式・添付書類や手続きの見直し)
- II 標準化 (自治体ごとのローカルルールの解消)
- III ICT等の活用 (ウェブ入力・電子申請)

### 【検討スケジュール】

- 令和元年度内目途の取組 (押印や窓口負担の最小化 等)
- 1～2年以内の取組 (変更・更新時の負担軽減 等)
- 3年以内の取組 (ウェブ入力・電子申請 等)

## ○ 委員名簿 (敬称略、五十音順) (令和4年10月27日)

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| ○ 井口 経明 | 東北福祉大学客員教授                  |
| 岩澤 由子   | 公益社団法人日本看護協会医療政策部長          |
| 江澤 和彦   | 公益社団法人日本医師会常任理事             |
| 遠藤 健    | 一般社団法人全国介護付きホーム協会顧問         |
| 大串 清文   | 奥多摩町福祉保健課長                  |
| 小椋 瑞穂   | 豊島区保健福祉部介護保険課長              |
| 木下 亜希子  | 公益社団法人全国老人保健施設協会社会保障制度委員会委員 |
| 清原 慶子   | 杏林大学客員教授／ルーテル学院大学客員教授       |
| 小泉 立志   | 公益社団法人全国老人福祉施設協議会副会長        |
| 陶山 茂    | 秦野市福祉部参事(兼)高齢介護課長           |
| ◎ 野口 晴子 | 早稲田大学政治経済学術院教授              |
| 橋本 康子   | 一般社団法人日本慢性期医療協会会長           |
| 濱田 和則   | 一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長        |
| 諸星 仁志   | 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長  |
| 山際 淳    | 民間介護事業推進委員会代表委員             |

◎: 委員長  
○: 委員長代理

## ○ 開催履歴

令和元年8月7日(水)	第1回委員会
8月28日(水)	第2回委員会 事業者団体からのヒアリング他
9月18日(水)	第3回委員会 論点整理他
10月16日(水)	第4回委員会 負担軽減策についての議論他
11月27日(水)	第5回委員会 中間取りまとめ(案) 他
12月4日(水)	中間取りまとめの公表
12月5日(木)	介護保険部会への報告
令和2年3月30日(月)	第6回委員会 取組の進捗、今後の進め方他
11月13日(金)	第7回委員会 負担軽減策についての議論他
令和3年3月17日(水)	第8回委員会 負担軽減策についての議論他
令和4年1月20日(木)	第9回委員会 負担軽減策についての議論他
7月21日(木)	第10回委員会 負担軽減策についての議論他
8月24日(水)	第11回委員会 関係団体からのヒアリング他
9月29日(木)	第12回委員会 論点整理他
10月27日(木)	第13回委員会 取りまとめ(案) 他
11月7日(月)	取りまとめの公表
11月24日(木)	介護保険部会への報告



# 社会保障審議会介護保険部会 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会 取りまとめ（令和4年11月7日）概要

介護分野の文書に係る負担軽減については、介護分野文書に係る負担軽減に関する専門委員会において、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）「介護分野におけるローカルルール等による手続き負担の軽減」の内容も踏まえ、今後の更なる負担軽減の実現へ向け、主に以下の項目について議論と検討を行い、令和4年11月7日に取りまとめを行った。

## 取りまとめで示された主な負担軽減策の方向性

### ① 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について

- ・ 国が示している標準様式の使用が、地方公共団体にどの程度浸透しているのか確認のために調査を行うべきである。
- ・ 指定申請等に係る文書の簡素化・標準化の取組を整理し、地方公共団体向けのガイドラインの作成を行うべきである。
- ・ 標準様式例の使用を基本原則化するための取組として、介護保険法施行規則と告示に、標準様式について明記すること等の所要の法令上の措置を行うべきである。（施行時期：令和6年度）

### ② 簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口について

- ・ 専用窓口で受け付けた要望について、内容等を整理し、本専門委員会に報告を行い公表を行うべきである。
- ・ 要望内容については、精査の上、必要に応じて本専門委員会での議論等を行うことや地方公共団体への助言等を行うべきである。
- ・ 受付フォーマットや運営方法については、今後も随時検討を行うべきである。

## 今後の進め方

専用の窓口へ提出された要望についての報告や改善等に対する対応及び「電子申請・届出システム」の利用状況等のフォローアップ等が必要であるため、引き続き協働で負担軽減について検討する場である本専門委員会を随時又は定期に開催することが有益である。

### ③ 「電子申請・届出システム」について

- ・ 手引きや操作手順書の作成等、円滑なシステムの運用開始へ向けた支援を行うべきである。
- ・ 早期利用開始の地方公共団体に伴走支援を行い、好事例の横展開等により早期利用開始を促すべきである。
- ・ 利用開始時期の意向調査の実施と調査結果の公表を行うべきである。
- ・ 機能は地方公共団体等の意見等も踏まえて検討を行うべきである。
- ・ システムの使用を基本原則化し、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始するために、介護保険法施行規則にシステムについて明記する等の所要の法令上の措置を行うべきである。

### ④ 地域による独自ルールについて

- ・ 地方公共団体における独自ルールの有無、内容を整理し公表を行うべきである。
- ・ 専用の窓口へ提出のあった要望の中で、独自ルールに関する要望を整理し公表を行うべきである。

### ⑤ その他の課題について

- ・ 処遇改善加算や事故報告、ケアプラン、介護DX等に関して示されたその他の意見については、関係審議会における検討の中で積極的に活かし、デジタル化や負担軽減を進めていくことを期待。

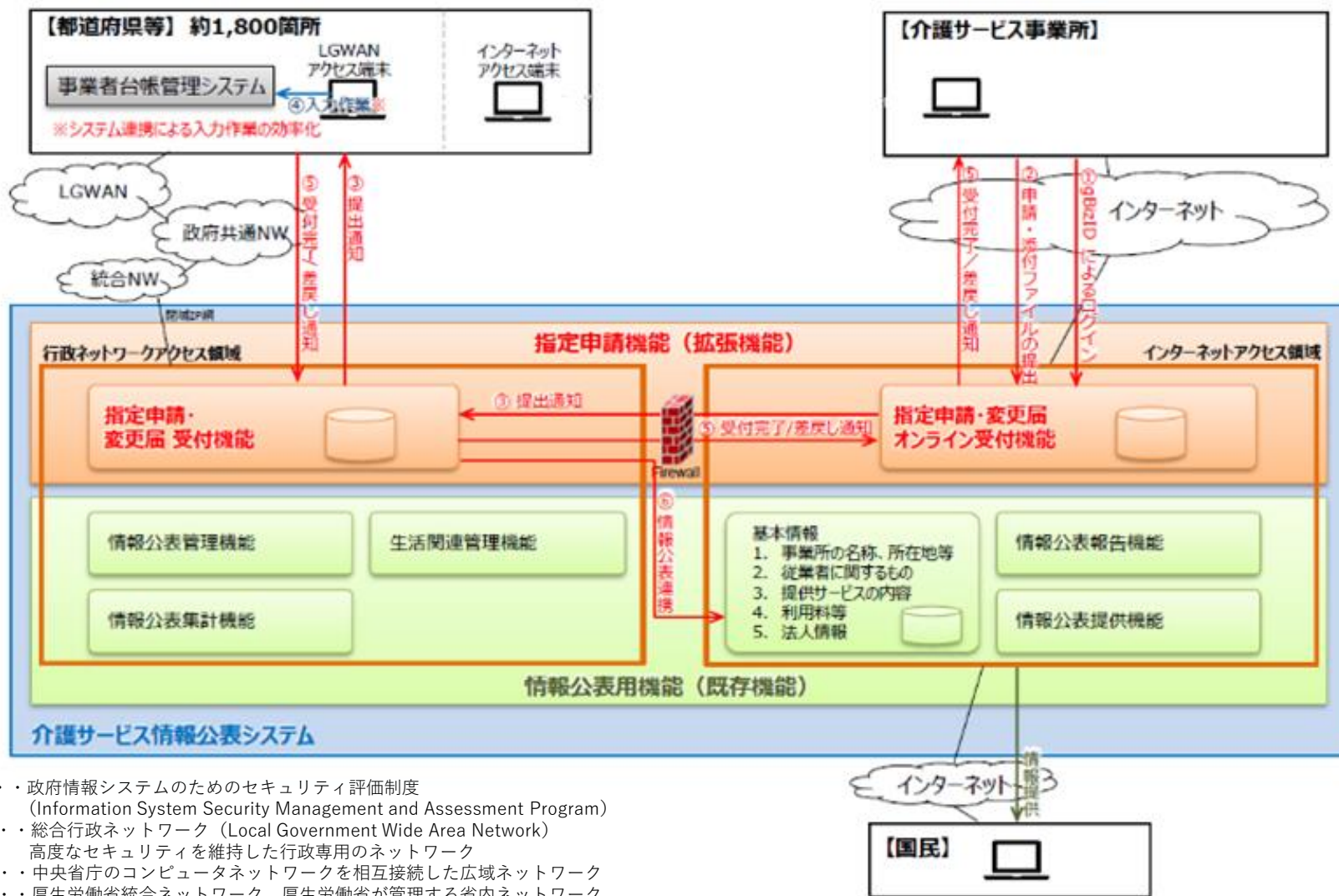


# 介護分野における生産性向上の取組

第6期介護保険事業計画		第7期介護保険事業計画			第8期介護保険事業計画			第9期
平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度… (2024年度…)
平成28年度時点の文書量の把握(推計)		推計			<b>文書量の調査（平成28年度との比較調査）</b> <b>■行政に提出する文書</b> ○更なる簡素化・標準化及びウェブ入力・電子申請化による文書量の削減効果を調査・推計  <b>■事業所におけるケア記録・ケアプラン等の文書</b> ○利用者の同意取得方法（押印）の見直しや紙から電磁的記録による保存への移行等による文書量の変化を調査・推計			
<b>行政に提出する文書の削減</b> ○指定申請項目を削減する 省令改正 ○ <b>文書負担軽減専門委員会</b> を設置（R1.8） ○簡素化、標準化、ICT等の活用について検討し、 対応方針を自治体へ周知					<b>ウェブ入力・電子申請</b> 令和3年度中に介護サービス情報公表システムを改修し、電子申請・届出システムを実現		<b>ウェブ入力・電子申請</b> 令和4年度 運用開始予定	
<b>事業所のケア記録・ケアプラン等の文書の削減</b> ○利用者の同意取得方法（押印）や電磁的記録による保存等の見直し（省令改正）R3.4.1～ ケアプランデータ連携システム構築事業（対面を伴わないデータ連携の実現） ・標準仕様作成⇒・実証検証⇒ ・システム構築⇒ ・利活用の推進					○行政が求める帳票等の文書量の半減（2020年代初頭までに）  ○介護現場の負担軽減を促進			
<b>ICT導入支援事業による介護ソフト等の購入費用の補助（地域医療総合確保基金）</b> 補助上限額の増額 一定の要件を満たす場合に補助割合3/4下限に増								
<b>ICT導入の促進</b> ICT導入の手引き策定		事業所のICT化の実態把握（R1年度） ○介護報酬請求（84.3%） ●アセスメント表作成（57%） ●サービス内容の記録（56%） ●ソフト表作成（9.2%） ●転記不要（57.8%）			<b>ICT導入の手引き改訂</b> 報酬請求以外の機能の活用促進		<b>好事例の横展開</b>	
<b>介護ロボット導入の促進</b> 導入支援事業による介護ロボットの購入費用の補助（地域医療総合確保基金）		介護報酬での評価 ○夜勤職員配置加算におけるテクノロジー要件の導入			報酬上評価の見直し ○夜勤職員配置加算におけるテクノロジー要件の緩和 ○テクノロジー活用時の夜間人員配置基準の緩和			

# 電子申請・届出システムの概要（オンライン申請を見据えた介護サービス情報公表システムの改修事業（令和3年度））

- 介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出（紙→電子化）を実現させるために、介護サービス情報公表システムの改修を行う。
- ISMAP登録クラウドサービスの利用、障害等に備えたシステムの冗長化等を行い、システムのセキュリティ・信頼性の向上を図る。



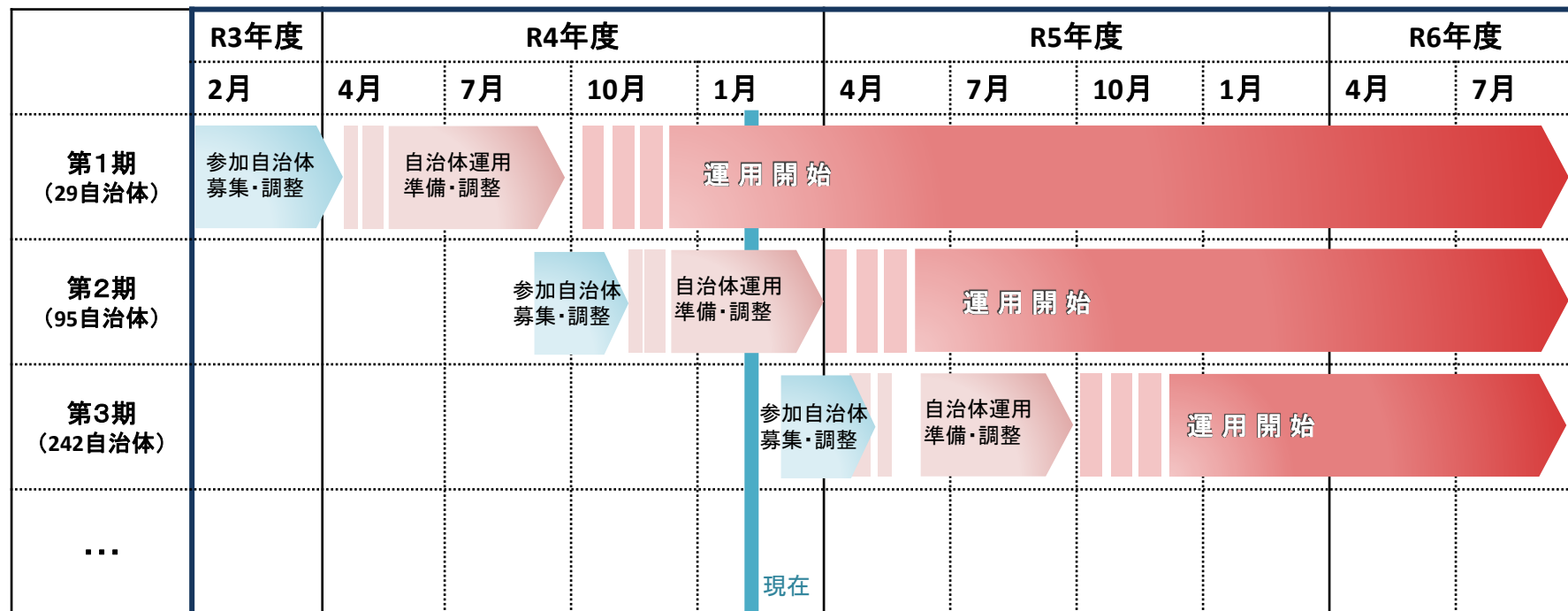
- ISMAP . . . 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (Information System Security Management and Assessment Program)
- LGWAN . . . 総合行政ネットワーク (Local Government Wide Area Network) 高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク
- 政府共通NW . . . 中央省庁のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク
- 統合NW . . . 厚生労働省統合ネットワーク。厚生労働省が管理する省内ネットワーク

# 電子申請・届出システム 導入スケジュール

指定申請等のウェブ入力・電子申請は第1期(令和4年度下期)、第2期(令和5年度上期)、第3期(令和5年度下期)に分けて運用を開始し、利用可能な自治体数を順次拡大していきます。

各期における利用自治体の募集や調整は、別途事務連絡等で行います。

## 【導入スケジュール案】



## 5. 個別分野の取組

### <医療・介護・感染症対策>

#### （5）利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築

##### No.19 介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減

【a,b,e,f：令和4年度措置、c：（前段）令和7年度措置、（後段）：令和4年度上期措置、  
d：令和7年度措置】

a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、介護事業者は国が定める様式に基づいて作成の上、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類を検討するに当たっては、現行の標準様式及び標準添付書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類には押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請する。

なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。

b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組みを構築し、内容及び件数、処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。

## 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

- c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。
- なお、当該措置が完了するまでの当面の間、厚生労働省は、介護事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。
- d 厚生労働省は、介護保険法の関係法令の規定に基づく介護事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現するための所要の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。
- e 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印廃止の進捗状況、紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。
- f 厚生労働省は、地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。